

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	会 計 課
◎ 告 示	
・令和6年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長	税 務 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）	障 害 福 祉 課
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の更新	"
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更	"
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農 政 課
・保安林の指定（3件）	林 政 課
・臨港地区及び分区の指定	港 湾 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の新設の届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	"
・肥料登録の有効期間の更新	農業イノベーション推進室
・土地改良区の解散に伴う清算人の退任	農 村 整 備 課
・土地改良区の合併の認可	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（3件）	砂 防 課
・落札者等	長崎県立長崎図書館
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	"

## 規 則

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

### 長崎県規則第2号

長崎県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 別表第1の1の項(県税に係るものに限る。)及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、<u>振興局長が徴収する場合(五島振興局上五島支所において徴収する場合を除く。)</u>及び別表第1の3の項に掲げる手数料のうち、長崎県総務文書課長が長崎県公文書コーナーにおいて徴収する場合</p>	<p>(証紙による収入の方法により徴収する歳入)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 別表第1の1の項(県税に係るものに限る。)及び別表第2の2の項に掲げる手数料のうち、<u>長崎振興局長及び県央振興局長が徴収する場合(県央振興局税務部島原出張所において徴収する場合を除く。)</u>並びに別表第1の3の項に掲げる手数料のうち、長崎県総務文書課長が長崎県公文書コーナーにおいて徴収する場合</p>

附 則

この規則は令和6年2月9日から施行する。

告 示

長崎県告示第67号

長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下「申告等」という。)の期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、令和6年1月1日以後に到来する申告等に関する期限については、条例第65条の規定により徴収する自動車税及び条例第93条の2本文の規定により徴収する狩猟税に関するものを除き、別に告示で定める日まで延長する。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

石川県及び富山県

長崎県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定した。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
白鳥町薬局	長崎市白鳥町2-1	令和6年1月1日

長崎県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(指定訪問看護事業者等)として次のとおり指定した。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション ほまれ	大村市西大村本町343番地	令和6年2月1日

**長崎県告示第70号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（薬局）として次のとおり指定を更新した。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

指定医療機関の名称	所在地	更新年月日
東小路薬局	諫早市東小路12-7	令和6年2月1日
日本調剤 長崎住吉薬局	長崎市住吉町2-20	令和6年2月1日
みどり調剤薬局	諫早市天満町3-6	令和6年2月1日

**長崎県告示第71号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

	指定医療機関の名称	所在地	変更年月日
新	変更なし	佐世保市京坪町8-4	令和6年2月15日
旧	医療法人 はた心のクリニック	佐世保市宮崎町4-3	

**長崎県告示第72号**

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 5 農業経営課関係						別表（第2条関係） 5 農業経営課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～8 略						1～8 略					
9	長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資	次に掲げる事業に要する経費 1 略	略	略	9	長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修期間及び就農直後に資	次に掲げる事業に要する経費 1 略 2 <u>長崎県新規就農者確保緊急対策事業</u> <u>交付主体が新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づ</u>	略	略

		金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	2 略 3 長崎県就農準備・経営開始支援事業 交付主体が新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 就農準備支援資金 (2) 経営開始支援資金 (3) 推進事業	
10～21 略				
22	長崎県経営発展支援事業費補助金	新規就農者の早期の経営確立に向けた機械・設備等の初期導入を支援する。	1 略 2 長崎県初期投資促進事業 新規就農者確保緊急対策実施要綱又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 初期投資促進事業 (2) 推進事業	略
23～25 略				
6 農産園芸課関係				
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額
1～25 略				
26	降雪被害から生産回復緊急対策事業費補助金	令和5年10月の降雪被害を受けた農作物（みかん・中晩柑、野菜・いも類）について、そ	生産回復・営農再開に向けた取組に要する経費 1 みかん・中晩柑 (1) 被害減収率が30%以上の圃場 (2) 被害減収率が30%未	1の(1) 10aあたり 20,000円 1の(2) 10aあ
				市町、農業協同組合、農業者又は農業者が組織する団体

  

		金を交付することにより、生活安定と経営確立を支援し、青年就農者の確保及び育成を図る。	1 略 2 長崎県初期投資促進事業 新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 初期投資促進事業 (2) 推進事業	いて行う事業に要する次に掲げる経費 (1) 研修支援 (2) 推進事業 3 略
10～21 略				
22	長崎県経営発展支援事業費補助金	新規就農者の早期の経営確立に向けた機械・設備等の初期導入を支援する。	1 略 2 長崎県初期投資促進事業 新規就農者確保緊急対策実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 初期投資促進事業 (2) 推進事業	略
23～25 略				
6 農産園芸課関係				
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額
1～25 略				

	の後の樹 (草) 勢 回復によ る生産維 持を図 る。	満の圃場	た り	備考 略
			3,000 円	
		2. 野菜・いも 類	2の(1)及 び(2)	備考 略
		(1) 被害減収 率が30%以 上の圃場	10aあ た り	
		(2) 被害減収 率が30%未 満の圃場	3,000 円	

**長崎県告示第73号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

平戸市飯良町字奥1206の1から1206の3まで、1207の1、字湯杭田1215の1、1215の3、1222の1、字勇僧頭1306、1314の1、1315、字岩下1343

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第74号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 保安林の所在場所

平戸市草積町字上辺149の6・149の7・149の9・149の10・字齊田465（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第75号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 保安林の所在場所  
平戸市飯良町字大寄1808、1825の3
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び平戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**長崎県告示第76号**

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により、長崎県が港湾管理者である松島港の臨港地区を指定したので、同法第38条第8項の規定によりこの旨告示するとともに、同法第39条第1項の規定により、同臨港地区内に次の3のとおり分区を指定したので、その関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

松島港港湾管理者 長崎県  
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 臨港地区の名称  
松島港臨港地区
- 2 臨港地区の区域
  - (1) 位置  
西海市大瀬戸町松島内郷字箕島、蛭子屋敷及び波止ノ上の各一部並びに松島外郷字松並の一部
  - (2) 区域  
省略（縦覧図書のとおり）
- 3 分区の種類  
商港区、漁港区
- 4 縦覧場所
  - (1) 長崎市尾上町3番1号  
長崎県土木部港湾課
  - (2) 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16  
長崎県県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所
  - (3) 西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷1128番地16  
西海市役所第4別館2階建設課

---

**公 告**

---

**大規模小売店舗の新設の届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
-

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
長崎スタジアムシティ  
長崎県長崎市幸町86番2、105番1の一部、茂里町8番1
  - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社ジャパネットホールディングス  
長崎県佐世保市日宇町2781番地
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジャパネットたかた 代表取締役 高田 旭人  
長崎県佐世保市日宇町2781番地 ほか複数者
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年10月14日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
9,518平方メートル
  - (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ア 駐車場の位置及び収容台数  
敷地北側 駐車場棟 864台  
敷地南側 商業棟 70台  
合計 934台
    - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
敷地南側 商業棟1階 62台
    - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
商業棟1階 東側 144平方メートル  
商業棟1階 南側 19.8平方メートル  
ホテル棟1階 東側 46.8平方メートル  
ホテル棟1階 北側 197.12平方メートル  
オフィス棟1階 西側 65.45平方メートル  
アリーナ棟1階 南側 48.40平方メートル  
合計 521.57平方メートル
    - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
商業棟1階 東側 56.66立方メートル  
ホテル棟1階 東側 28.64立方メートル  
ホテル棟1階 北側 71.60立方メートル  
オフィス棟1階 西側 43.82立方メートル  
スタジアム棟1階 北側 8.60立方メートル  
アリーナ棟1階 南側 8.06立方メートル  
合計 217.38立方メートル
  - (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間 ほか
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
    - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
入口 2箇所（敷地西側、敷地東側）  
出口 2箇所（敷地西側、敷地東側）
    - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間 ほか
- 2 届出年月日  
令和6年1月30日
  - 3 関係書類の縦覧
    - (1) 縦覧期間



公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ諫早

長崎県諫早市久山町1270番地1 外3筆

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

諫早市長 大久保潔重

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び諫早市経済交流部商工観光課

**肥料登録の有効期間の更新（公告）**

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥第664号	副産動植物質肥料	DH魚肉蛋白濃縮有機液肥	窒素全量 6.3%	東京都中央区銀座3丁目4番1号	大鳳商事株式会社 代表取締役 伊藤 隆男	平成27年 2月20日	令和6年 2月20日 から 令和9年 2月19日

**土地改良区の解散に伴う清算人の退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人白浜土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾



退任清算人	
氏 名	住 所
石 本 貞 雄	松浦市志佐町白浜免1798番地
池 山 数 雄	松浦市志佐町白浜免1220番地
山 口 昇	松浦市志佐町白浜免600番地
深 見 作 一	松浦市志佐町白浜免864番地
太 田 勇	松浦市志佐町白浜免613番地

### 土地改良区の合併の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、北松浦郡小値賀町所在の次の土地改良区の合併を認可した。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認可年月日  
令和6年1月31日
- 2 合併により設立する土地改良区  
小値賀土地改良区
- 3 合併により解散する土地改良区  
小値賀土地改良区  
大島土地改良区

### 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧期間 令和6年2月9日から令和6年2月22日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 対馬振興局建設部河港課、対馬市中対馬振興部地域振興課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
  - (1) 対馬市峰町、豊玉町  
急傾斜地の崩壊及び土石流
- 4 意見書の提出
  - (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。  
なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
  - (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
  - (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。

## (4) 提出先

〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224  
対馬振興局建設部河港課

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和6年2月13日から令和6年2月26日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、佐世保市役所鹿町支所、鹿町地区コミュニティセンター
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

## (1) 佐世保市鹿町町

急傾斜地の崩壊及び土石流

## 4 意見書の提出

- 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき佐世保市長に意見聴取を求める際に添付する。

## (4) 提出先

〒857-8502 佐世保市木場田町3-25  
県北振興局建設部砂防防災課

**土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和6年2月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧期間 令和6年2月13日から令和6年2月26日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 縦覧場所 県北振興局建設部砂防防災課、大瀬戸土木維持管理事務所、西海市役所防災基地対策課
- 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

## (1) 西海市大瀬戸町

急傾斜地の崩壊及び土石流

## 4 意見書の提出

- 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき西海市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先  
〒857-8502 佐世保市木場田町3-25  
県北振興局建設部砂防防災課

### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和6年2月9日

長崎県立長崎図書館長 池田 浩

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
図書館情報システム関連機器等賃貸借及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県立長崎図書館総務課（ミライオン図書館内）  
〒856-0831 大村市東本町481番地 電話0957-48-7701
- 3 調達方法  
借入等
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和6年1月25日
- 6 落札者  
長崎県長崎市尾上町5番6号  
NBC情報システム株式会社 代表取締役 藤原 正義
- 7 落札価格  
281,995,200円（消費税及び地方消費税は含まない。）
- 8 入札公告日  
令和5年12月12日
- 9 落札方式  
最低価格

---

## 交 通 局 公 告

---

### 一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年2月9日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量  
軽油 1,179キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

### 3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

#### (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
  - ㊦ 売上高当期利益率
  - ㊧ 固定長期適合率
  - ㊨ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

### 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和6年3月21日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
- (3) 申請書の提出方法
  - ア 申請者のうち、県資格を取得している者  
申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ㊦ 誓約書
    - ㊧ 委任状
    - ㊨ 印鑑届（様式第3号）
    - ㊩ 当該軽油を確実に納入しうることを証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
    - ㊪ 直近の決算書の写し
    - ㊫ 県からの資格審査結果通知書の写し
  - イ 申請者のうち、県資格を取得していない者  
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
    - ㊦ 誓約書

- (イ) 財務関係明細書
  - (ウ) 営業概要書
  - (ニ) 委任状
  - (ハ) 法人にあつては登記簿謄本
  - (ホ) 個人にあつては次の a 及び b
    - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
  - (ケ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
  - (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
  - (コ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - (サ) 印鑑届（様式第3号）
  - (シ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
  - (ソ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
  - （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
  - （電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間  
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
  - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
  - (3) 資格取消等の通知  
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

### 一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和6年2月9日

長崎県交通局長 太田 彰幸

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量  
軽油 1,179キロリットル
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による
- (3) 納入期間  
令和6年4月1日から令和6年6月30日まで
- (4) 納入場所  
ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）



- イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期  
軽油 1,322キロリットル 令和6年6月頃
- イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付  
令和6年2月9日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和6年2月9日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和6年2月9日付け長崎県公報第11289号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

（提出期限）令和6年3月21日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和6年2月9日から令和6年3月21日(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

- 8 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等  
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)  
(受領期限) 令和6年3月25日 午後5時00分  
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等  
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室  
(日時) 令和6年3月26日 午前10時30分  
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
    - ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
    - ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効  
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が所定の日時まで不到達しないとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
  - (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。



- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書的首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
light oil 1,179KL
- (2) Delivery period  
From April 1st, 2024, to June 30, 2024
- (3) Delivery place
  - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
  - b) Higasinasasaki Office Nagasaki City, HIRAMA-machi, 411-1
  - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
  - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
  - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender  
No later than March 25, 2024
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:30 March 26, 2024
- (6) Contact point for the notice  
The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau  
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1  
Tel 095-822-5141

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号電話代表  
直通表  
(八二四)  
二二  
一一  
四一

印刷所

長崎県  
長崎市  
樺島町  
八番十二号株式会社  
寺田  
クック  
プリン  
宏  
弥ト